

「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」

Q&A（平成28年5月27日版）

【訪問・通所共通】

1 事業者指定

問1 訪問介護相当サービス・通所介護相当サービスのみなし指定の有効期間は平成30年3月31日までだが、それ以降はどのような手続になるのか。

（答）

みなし指定を受けた事業者について、平成30年4月1日以降も事業を継続する場合には、総合事業の指定の更新を受ける必要がある。（申請手続については、平成29年度末に案内予定。）

2 サービスの基準

問1 同一事業所内に保険者が異なる他市町村の利用者がいる場合、人員・設備・運営の基準は小諸市と利用者の住所地の他市町村どちらを用いるのか。また、指導監査はどこが所管するのか。

（答）

それぞれの利用者の住所地市町村が規定する基準を満たす必要がある。総合事業の移行時期、基準その他の内容、申請・届出の必要の有無など当該市町村のホームページや当該利用者を担当する地域包括支援センター等を通じて情報収集をする必要がある。

また、指導監査については、それぞれ指定を行った市町村が所管しますが、必要な情報交換又は合同で行う等連携して行うことも考えられる。

3 請求方法

問1 他市町村に住民登録をしている利用者がいる。
その市町村が総合事業を実施している場合、まだ実施していない場合があるが、サービスコードは何を使用するのか。

(答)

他市町村に住民登録をしている利用者にサービスを提供する場合、その市町村が総合事業を実施しており、利用者が総合事業に移行していれば、当該市町村の総合事業のサービスコードを使用する。まだ総合事業を実施していない又は利用者が総合事業に移行していなければ、従来の介護予防給付のサービスコードを使用する。

4 運営規程・契約書等

問1 総合事業になり、運営規程や契約書を変更する必要があるのか。必要な場合、どのような文言を使用するのが適切か。

(答)

運営規程や契約書については、提供するサービスが変わるため、変更の必要がある。事業名称については、具体的な事業の内容が分かる名称を使用することが適切と考える。

ただし、今回のみなし指定に関する事業名称変更に係る変更届は、提出する必要はない。

【例】「第1号訪問事業（小諸市訪問介護相当サービス）」

「第1号通所事業（小諸市通所介護相当サービス）」等

5 その他

問1 住所地特例対象者に対する総合事業のサービス提供はどのようになるのか。

(答)

住所地特例対象者に対する総合事業については、居住する施設が所在する市町村が行う。したがって、他市町村の被保険者であっても、小諸市に施設がある住所地特例対象者については、小諸市の総合事業のサービスを提供する。

問2 利用者が小諸市訪問型・通所型サービスA型サービスを当日キャンセルした場合、報酬の請求はできるのか。

(答)

実績払いのため、請求できない。ただし利用者との契約の中でキャンセル料を規定し、利用者からキャンセル料を徴収することはできる。

【訪問介護】

問1 小諸市訪問型サービスA型の初回加算は総合事業開始時に全員算定できるか。

(答)

介護予防訪問介護サービスから総合事業への移行者は算定できない。初めて訪問型サービスAを使う利用者を対象とする。事業所変更の場合は初回と扱うため算定できる。

【通所介護】

問1 通所型サービスA型の設備基準で、利用定員1人につき3㎡の面積要件が定められているが、現行の通所介護相当サービスとの面積の兼ね合いはどうなるのか。

(答)

介護保険の通所介護、総合事業の現行の通所介護相当、通所型サービスA型全ての定員数×3㎡の面積が必要となる。例えば現状で県の通所介護の登録定員数が15名の事業所が、新たに通所型サービスA型を5名始める場合、(15名+5名)×3㎡=60㎡以上の面積が必要となる。

ただしサービス提供の曜日や時間を分ける場合は、同時にいる利用者数×3㎡の面積があればよい。その場合は先程の例では15名×3㎡=45㎡の面積があればよい。その際、県指定申請の通所介護の実施日と小諸市指定申請の通所型サービスA型の実施日を分ける必要がある。

問2 通所型サービスA型の人員基準で、介護職員は15人以下1名、15人を超える利用者1人につき0.2人以上となっているが、現行の通所介護相当サービスとの介護職員の兼ね合いはどうなるのか。

(答)

問1同様、介護保険の通所介護、総合事業の現行の通所介護相当、通所型サービスA型全ての定員数について基準を満たす必要がある。例えば現状で県の通所介護の登録定員数が15名の事業所が、新たに通所型サービスA型を5名始める場合、定員数は計20名となるので、介護職員は2名必要となる。

ただし問1同様サービス提供の曜日や時間を分ける場合は、同時にいる利用者数について人員基準を満たせばよい。その場合は先程の例では利用者数15名に必要な介護職員がいればよいので、介護職員は1名でよい。その際、県指定申請の通所介護の実施日と小諸市指定申請の通所型サービスA型の実施日を分ける必要がある。